

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 9 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 12 月 24 日 (火) 15 時開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、5 番 小川和己、 7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、 10 番 飯田亜希子、11 番 郷原均、12 番 市川幸子、 13 番 平井保男 以上 11 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	4 番 小泉委員、6 番 落合委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。4 番 小泉委員、6 番 落合委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、6 番 落合委員、8 番 二之宮委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 25 号、農地法第 3 条の 3 の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 25 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、11 月 11 日から 12 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 2 月 26 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 6 年 12 月 4 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について11月11日から12月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月5日に専用住宅へ転用のため、令和6年11月19日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月10日に専用住宅へ転用のため、令和6年11月20日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、11月11日から12月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の6～8ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 6ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。

	対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年2月28日に専用住宅へ転用のため、令和6年11月19日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月13日に駐車場へ転用のため、令和6年12月3日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに補足説明になりますが、当該土地については、令和5年10月総会において、譲渡人から買受適格者証明書の交付について審議し、承認したもので、令和5年11月27日に売買が行われています。その後、営農計画書に沿って耕作していましたが、令和6年10月に譲渡人から事務局に、当該地で営農を継続することが難しいと相談があり、当時の共同経営者である譲受人より本件申請するに至りました。 続きまして、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、議案第23号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 お手元の送付資料9ページの議案書、10～17ページの議案第23号参考資料をご覧ください。 10ページ参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地となります。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所

有権移転の許可申請書が提出されたものです。

許可にあたっては、テキストの 8 ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の 3 つを満たしていることが条件となります。

まず、テキストの 9 ページに記載されている全部効率要件についてご説明します。これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。

申請人は、現在、農地は所有していないものの、申請地にて、現在の土地所有者と共同経営を行いながら、ハーブ等を中心に問題なく耕作し、令和 6 年度の利用状況調査においても農地として適正に管理されていると判断されており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。

また、議案第 23 号 参考資料⑧及び本日配布の議案第 23 号 参考資料⑨をご覧ください。

議案第 23 号 参考資料⑨「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」について、ご説明いたします。

同要綱は令和 5 年 4 月 1 日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方（非農家出身）は、第 2 条の新規就農者の要件を満たすことが求められます。

新規就農者で農地法第 3 条の許可について申請があった際についても、同要綱を満たす者であることを必要な要件としています。

申請人は現在、農地を所有していないことから、鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱の第 2 条第 2 号の「45 歳以上の者にあつては半年以上かつ半年間のうち 75 日以上を認定農業者から研修を受けた者」を満たすため、令和 6 年 6 月～11 月末まで横須賀市の認定農業者の元で研修を受けています。当該内容については横須賀市担当者に研修先である認定農業者の名前等に間違いはないかどうか、また、研修先である認定農業者に受入期間等、詳細を電話で事務局より確認済みです。

次に、テキスト 10 ページをご覧ください。

3 の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。

、従事者のうち、申請者が年 250 日従事しているとのことで、要件を満たしています。

最後に、テキスト 10 ページに記載の 4 地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。

こちらについても、農薬の使用方法は周辺の農地の利用状況に合わせることで、また当該取得地への通行に関して隣接土地所有者の同意を得ていることなど、周囲の畑への影響はないことを現場で確認

	しているため、支障はないと考えられます。 続いて、送付資料 11 ページにお戻りいただき、議案第 23 号参考資料②「営農計画書」をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載しています。また、送付資料 12～14 ページの議案第 23 号参考資料③～⑤には、一年ごとの営農計画について、記載していますので、ご覧ください。 農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5 番 (小川委員)	議長。5 番。12月17日 (火) 午前 9 時30分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、作付けの準備が行われており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 23 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第23号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第24号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第24号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の18ページの議案書、19ページの議案第24号参考資料①及び20ページの議案第24号参考資料②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の 6 項目に該当する

かを確認します。

【要件6項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は山林となっています。

そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農地の区域内になく、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺に一部農地がありますが、過去にこれらの農地の土地所有者から営農条件に支障をきたしている旨の申し出はないため、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は山林内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は山林であり、農業

	委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成19年（2007年）当時の国土地理院の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、山林であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。12月17日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、山林となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第24号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第24号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第6、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料21ページの議案書、22ページの議案第25号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事

	の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 4 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 15,000 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 360 日で、農業従事者 2 名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5 番 (小川委員)	議長。5 番。12 月 17 日 (火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、草刈り等は、されて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 25 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 25 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 7、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。お手元の送付資料 23 ページの議案書、24 ページの議案第 26 号 参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。

	農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があり、また、本件は公図（登記簿面積）と実面積に差異があるものの、土地所有者と農業会議、転貸人の三者同意のもと、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 4 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 30 円で、年間 61,600 円となっています。 転借人の農作業従事見込み日数は年 330 日で、農業従事者 1 名と農業補助者 1 名で営農するとのことです。 対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番 (和田委員)	議長。7 番。12月17日（火）午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。
	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 26 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 26 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 8、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。お手元の送付資料 25 ページの議案書、26 ページの議案第 27 号参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

	本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 27 ページの議案第 27 号参考資料をご覧ください。本件対象地の一部について、本市環境部環境施設課が使用貸借契約を土地所有者と結んでいるため、土地所有者と農業会議、転貸人の三者同意のもと、市の使用貸借部分を除く面積を本件の対象面積としています。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 4 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 30 円で、年間 27,800 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 300 日で、農業従事者 3 名と農業補助者 1 名で営農するとのことです。なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5 番(小川委員)	議長。5 番。12月17日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 27 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく

	農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、ならびに、日程第10、議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、2件まとめて上程いたします。事務局から説明をお願いします。
	議長。日程第9、議案第28号及び日程第10、議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。お手元の送付資料28ページ及び29ページの議案書、30ページの議案第28号及び議案第29号参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間45,100円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年200日で、法人の代表取締役兼構成員として1名で営農するとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。12月17日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 28 号、議案第 29 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第28号、議案第29号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第30号、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第11、議案第30号、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取についてご説明します。 市町村は、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」といいます。)第19条第1項の規定に基づき、地域計画を令和6年度末(令和7年3月末)までに定めることが義務付けられており、鎌倉市でも法定期限までの策定を行おうとするものです。 市町村は、地域計画を定めようとするときは、第19条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴かなければならないものとされています。今般、地域計画の策定にあたり、市長から計画案に係る意見を求められているものです。 お手元にお配りした、32ページの議案第30号参考資料②「地域計画案」をご覧ください。こちらは、基盤強化法第18条に基づく地域関係者等による協議と地域農業者への意向調査(アンケート)の結果を基に、地域農業の現状や課題、今後の方針について計画案としてとりまとめたものです。なお、計画案については、令和6年11月に、計画対象地域の農業者に対し説明会を実施し、そこで出た意見を反映した上で、計画案として確定したものです。 主な計画案の内容について、ご説明します。 「1 地域における農業の将来の在り方」について。こちらは、計画対象区域の農地について、農振農用地区分や地目ごとの面積内訳等を記載するとともに、地域農業者を対象に実施した意向調査をもとに見えてきた地域農業の現状と課題、将来の在り方について記述したものです。 「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」について。こちらは、農用地の効率的かつ総合的な利用のため、今後の農業経営の意向として「経営規模の拡大」を希望する地域農業者に優先的に農地を集約化することを今後の方針として明記するとともに、現在の地域の担い手への集積率と、更新年度である令和14年(2032年)の目標集積率を記述したものです。

	「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」について。こちらは、先ほどお示した今後の方針及び目標を達成するため、農地中間管理機構の活用及び基盤整備事業の検討・実施について記述したものです。 「4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」について。こちらは、地域計画の区域内の農用地を耕作する者を「担い手」として位置づけ、経営作目・経営面積の現状及び目標を記述したものです。 なお、掲載にあたっては、すべての担い手から同意を得ています。 「5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）」について。こちらは、任意事項につき、記述はありません。 「6 目標地図」は、後ほど、ご説明いたします。 「7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）」について。こちらは、該当ないため、記述はありません。 「地域計画案」については、以上です。 次に、33ページの議案第30号参考資料③「目標地図案」をご覧ください。こちらは、基盤法第19条第3項に基づき地域計画の添付資料として作成するもので、「担い手」の将来の農用地の利用意向について、その目標を担い手ごとに示した地図です。 主な計画案の内容は以上です。 議案第30号参考資料②「地域計画案」の「4 地域内の農業を担う者一覧」及び議案第30号参考資料③「目標地図案」については、地域農業者に対して個別で同意を取り付けた上での内容ですが、それ以外の、市の農業施策の方針等に係る記述の部分について、みなさまの意見を伺いたいと思っていますがいかがでしょうか。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(小島委員)	接道がない農地について、今後、基盤整備等を検討しているのでしょうか。
事務局(秋山補佐)	今後、基盤整備については検討していくものの、まずは農地中間管理事業の活用及び農地の利用権の交換等により、農地の集積・集約化を進めていきます。
3番(小島委員)	農地の集積・集約化を進めるとともに、農地所有者や耕作者に農地の接道状況等を確認しながら基盤整備についても検討・実施をお願いしたい。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	農業委員会から市への意見書に係る事務手続きについては事務局で対応をお願いします。
事務局(秋山補佐)	ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいたご意見の整理と農業委員会から市への意見書に係る事務手続きにつ

	いては、事務局で行っていきます。意見書の内容については、会長一任とさせていただきますがいかがでしょうか。
	(「はい」の声)
事務局(秋山補佐)	以上をもちまして、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について、終わります。最後に、今後のスケジュールについてですが、皆様からのご意見と、関係機関としてJA及び公益社団法人神奈川県農業会議からの意見とを、この改訂案に反映させた上で、基盤強化法第19条第7項の規定に基づき、公告・縦覧し、策定となります。 以上で説明を終わります。 なお、こちらの資料は一部個人情報が含まれております。最後に回収させていただきますので机の上に置いていただくよう、ご協力をお願いいたします。
議長(平井会長)	次に、日程第12、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第12、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告1、令和7年度鎌倉市農業委員会総会日程について、報告いたします。 本日お配りしております、諸般の報告1 参考資料をご覧ください。 来年度の日程について、毎月25日を目安に設定させていただきました。委員の皆様におかれましては、スケジュール調整の程、よろしくお願いします。 諸般の報告2、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る意見聴取について、報告いたします。 本日お配りしております、諸般の報告2 参考資料①～⑤をご覧ください。 神奈川県所管区域の特定行政庁建築所管課(以下「県下特定行政庁」という。)では、「建築物として取り扱わないビニールハウス」の基準を、平成17年8月4日付け神奈川県建築行政連絡協議会(以下「行連」という。)が定めた基準と同一としつつ、神奈川県環境農政局農政部が確認して設置するビニールハウスは建築物として取り扱わない旨を定めているところです。 昨今、本市においても、県下特定行政庁と同様に、ビニールハウスの基準緩和を求める声が多くあります。したがって、当該基準の見直しについて、何か、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。
10番(郷原委員)	基準を緩和することで生産性の向上に繋がり、ビニールハウスの高さ変更を希望する農業者がいる可能性があるため、基準緩和につ

	いては問題ないと考えています。
事務局(秋山補佐)	ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいたご意見の整理と農業委員会から市への意見書に係る事務手続きについては、事務局で行い、農水課に回答させていただきます。 諸般の報告3、農地パトロールの結果報告及び次回の開催日程について、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを11月28日(木)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課1名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施しました。 違反地については、「諸般の報告3 参考資料」のとおりです。①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。 ②[]及び③[]所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。 次回の農地パトロールは、3月に、農業委員3名、農業委員会事務局2名、市の開発審査課職員1名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施予定です。 対象の委員は、6番 落合委員、7番 和田委員、8番 二之宮委員にお願いします。 日程は、3月18日(火)9時30分からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机の上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 ご協力よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 関谷の圃場につきましては、12月23日(月)に土地所有者と現地確認及び引き渡しを行いました。これをもちまして関谷の圃場での活動は終了となります。ご協力いただいたみなさま、ありがとうございました。 続いて、新しい圃場の候補地についてですが、12月17日(火)に、現地で農地確認を行いました。今後、土地所有者との同意が得られれば新たな候補地での活動をスタートする予定です。 これに伴いまして、1月の遊休農地解消対策協議会での活動は中止とさせていただきます。 その後、2月の活動はBグループになりますが、それまでに地権者同意が得られた場合には、全員で除草作業を行いたいと思いますので、2月6日の13時30分～15時30分で予定をお願いします。

	1月総会で改めてお伝えいたします。 次に、諸般の報告5、次回の総会は、1月29日（水）午後4時からで、会場は鎌倉市役所第3分庁舎講堂になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第9回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 12番	市川 幸子
議事録署名委員 1番	関根 豊